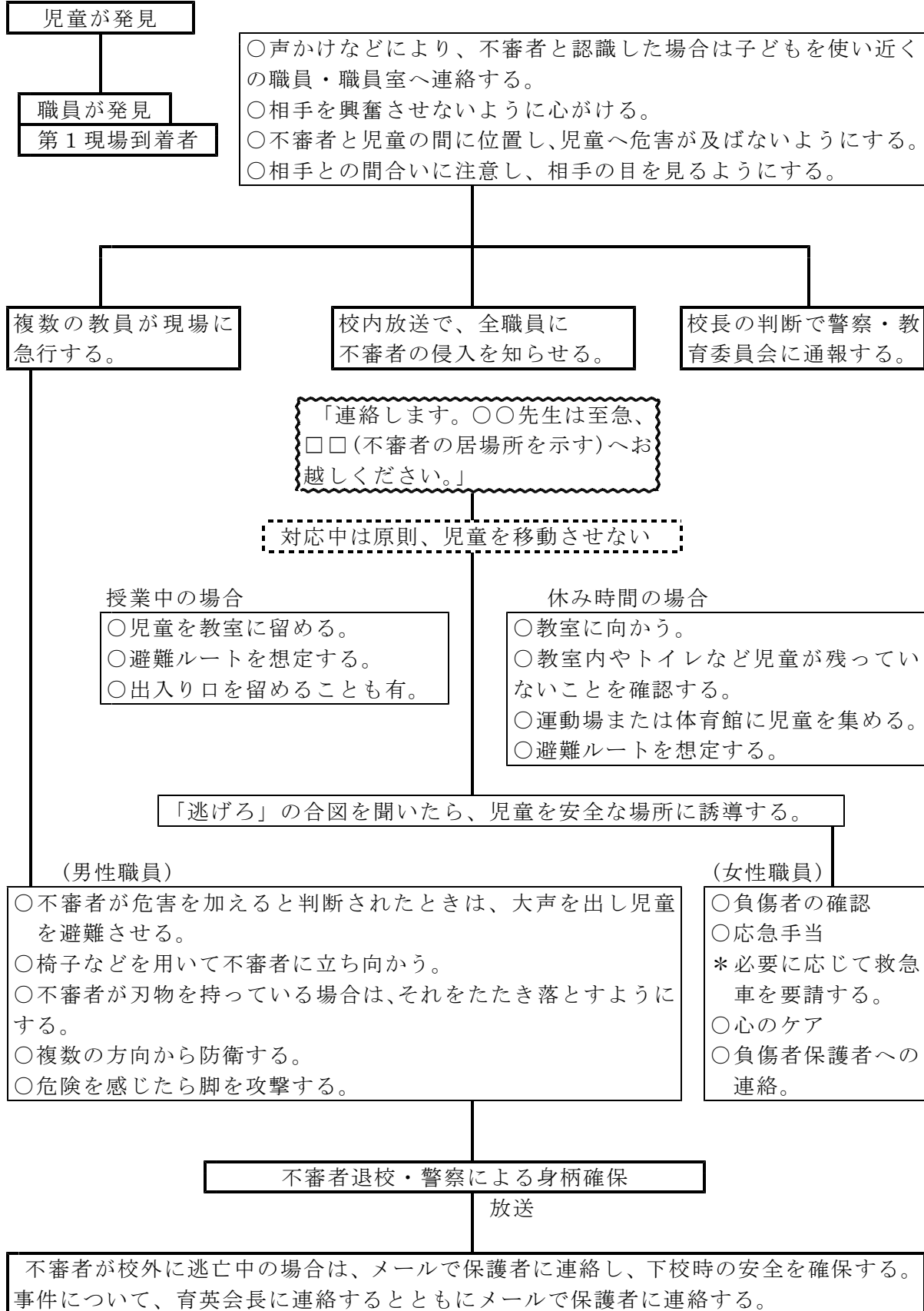


### (3) 不審者への対応

【不審者らしき者を発見した場合】



【不審者による緊急事態発生の場合】

\* 不審者侵入（危害を加えると判断される）

児童が発見

職員が発見  
第1現場到着者

- 笛・大声で不審者侵入を知らせる。
- 児童を使って職員室に知らせる。
- 椅子などを使って犯人を威嚇し、時間を稼ぐ。
- 児童を不審者から遠ざける。児童に避難を指示する。

複数の教員が  
現場に急行する。

校内放送で、不審者の侵入避難を  
指示する。

警察・教育委員会  
に通報する。

「××で緊急事態発生、至急、児童を  
避難させてください。」

授業中の場合

- 児童を安全な場所に誘導する。

休み時間の場合

- 教室に向かう。
- 教室内やトイレなど児童が残っていないことを確認する。
- 運動場または体育館に児童を集める。
- 児童を安全な場所に誘導する。

(男性教員)

- 児童の救出
- 椅子などを用いて不審者に立ち向かう。
- 不審者が刃物を持っている場合は、それをたたき落とすようにする。
- 複数の方向から防衛する。
- 危険を感じたら脚を攻撃する。

(女性職員)

- 応急手当  
\* 必要に応じて救急車を要請する。
- 心のケア
- 負傷者保護者への連絡

不審者退校・警察による身柄確保

放送

不審者が校外に逃亡中の場合は、メールで保護者に連絡し、下校時の安全を確保する。  
事件について、育英会長に連絡するとともにメールで保護者に連絡する。